

# 能美市建設工事指名競争入札参加者選定要綱

平成17年2月1日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の規定による建設工事(以下「建設工事」という。)について、能美市財務規則(平成17年能美市規則第32号。以下「財務規則」という。)第148条の規定により指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出する者の選定について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格者)

第2条 建設工事の指名競争入札に参加することができる者は、財務規則第147条の規定により作成した請負業者資格者名簿に登録された者(以下「有資格者」という。)とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第3条 指名競争入札に参加する者を指名するときは、次に定める場合を除き、別に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による区分に属する有資格者のうちから選定するものとする。

(1) 当該工事の発注予定額に相当する区分に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、上位又は直近の下位の区分に属する有資格者を指名することができるものとする。

(2) 特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は区分に関係なく指名できるものとする。

(指名に当たっての留意事項)

第4条 指名競争入札に参加する者を指名するにあたっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

(1) 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 経営状況

- (4) 工事の成績
- (5) 手持ちの工事の状況等
- (6) 当該工事の施工に当たっての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表に定めるとおりとする。

(指名の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号のいずれかに該当する事情がある場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）の中から指名することができるものとする。

- (1) 特に緊急を要するとき。
- (2) 工事の施工に特別の技術を要するとき。
- (3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けたものが少数であるとき。
- (4) 有資格者が少数又は皆無のとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別に必要ながあると認められるとき。

(特別な指名競争入札)

第6条 第3条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、指名審査委員会において協議する。

(指名審査委員会)

第7条 建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、指名審査委員会を設置するものとする。

2 前項の事務について必要な事項は、別に定めるものとする。

(測量業者等の取り扱い)

第8条 第2条、第3条第1項（各号を除く。）、第4条（第1項第1号を除く。）、第5条及び前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第3条中「次に定める場合を除き別に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定額に相当する前条の請負業者有資格者名簿による区分に属する有資格者」とあるの

は「有資格者」と、第4条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第5条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営む者（以下「測量業者等」という。）」と、前条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

2 測量業者等については、区分は付さないものとする。

（随意契約に係る見積書を提出する者の選定）

第9条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、市が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

#### 附 則

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 指名に当たっての留意事項の運用基準

#### 1 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中であるとき。
- (2) 請負契約の履行が不誠実であるとき。
- (3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。
- (4) 警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、請負業者として不適当であると認められたとき。
- (5) 工事の成績において粗雑工事が著しいと認められるとき。

#### 2 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であるときは、指名しないものとする。

#### 3 工事の成績

次の事項に該当するときは、粗雑工事とみなす。

- (1) 工事施工中及び施工後において過失が判明したとき。
- (2) 設計指示どおりの工事施工がなされていなかったとき。
- (3) 住民に被害を与えたとき。
- (4) 表示、後片付け等が不十分であったとき。
- (5) 安全管理や労務管理が不適切であると認められたとき。
- (6) その他、施工業者として不適切な言動がたび重なったとき。

#### 4 手持ちの工事の状況等

- (1) 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況から判断して当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。
- (2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮するものとする。

#### 5 当該工事の施工にあたっての技術的適性

次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。

- (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
- (5) 当該工事を施工するに足りる機械装備が確保できると認められること。

#### 6 安全管理の状況

安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。

#### 7 労働福祉の状況

賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないものとする。